

予防接種・ワクチン分科会の審議事項について

予防接種・ワクチン分科会の審議事項は以下のとおりとする（※）。

- 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）及び予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の改正を必要とする事項（軽微な技術的変更を除く。）
- 予防接種基本計画の策定及び変更
- 分科会の審議体制に係る事項
- その他、分科会長が必要と認めた事項

（※）厚生科学審議会令（平成 12 年政令第 283 号）第 5 条第 6 項において、審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされており、同令第 6 条第 6 項において、分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができることとされているが、上記の事項については、分科会の議決が必要とされている。

【参考】

- 予防接種・ワクチン分科会の所掌事務は以下のとおり（厚生科学審議会令第 5 条）。

予防接種・ワクチン分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。 二 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
--------------	---

- 予防接種・ワクチン分科会に置かれる部会の所掌事務は以下のとおり（予防接種・ワクチン分科会運営細則（平成 25 年 4 月 22 日予防接種・ワクチン分科会長決定）

予防接種基本方針部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。
研究開発及び生産・流通部会	ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。
副反応検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。